

社会福祉法人夕張保育協会評議員・役員の報酬及び費用弁償に関する規程

(報酬の額)

第1条 社会福祉法人夕張保育協会評議員及び役員の報酬は、次のとおりとする。

評議員	なし
理事長	月額 15,000円

(報酬の支払方法)

第2条 報酬は毎月その月末までに支給する。

- 2 前条の役員が月の途中で就任したときは、その当日から日割計算により支給し、退職又は死亡したときはその月分の全額を支給する。
- 3 前項に定める外、その月内に再任再選された場合、又はその月内に報酬の額が異なることが生じた場合は日割計算によることとし、いかなる場合においても重複してこれを支給しない。

(費用弁償)

第3条 評議員及び役員が公務により市外に出張したときは、費用弁償として社会福祉法人夕張保育協会旅費規程（昭和46年12月23日施行）第3条の規定に準じ普通旅費を支給する。

- 2 評議員及び役員が市外に出張したとき及び市内において招集に応じて会議に出席したとき若しくは職務に従事したときは、費用弁償として鉄道賃及びバス賃の実費を支給する。

附 則

- 1 この規程は、昭和57年4月1日から施行する。
- 2 社会福祉法人夕張保育協会役員の費用弁償に関する規程（昭和56年4月1日施行）は廃止する。
- 3 この規程施行前に、廃止前の規程に基づいて支払われた費用弁償は、この規程により支払われた費用弁償の内払とみなす。

附 則

この規程は、昭和61年8月22日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 社会福祉法人夕張保育協会役員の報酬及び費用弁償に関する規程（昭和57年4月1日施行）は廃止する。

附 則

- 1 この規程は、平成22年5月27日から施行し、平成22年6月1日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成28年12月20日から施行し、評議員については、平成29年4月1日から適用する。
- 2 社会福祉法人夕張保育協会役員の報酬及び費用弁償に関する規程（平成19年4月1日施行）は廃止する。